

令和 8 年度 社会福祉法人藤沢育成会 強度行動障害支援者養成研修 【実践研修】募集案内

令和 8 年度 社会福祉法人 藤沢育成会 強度行動障害支援者養成研修【実践研修】は、次により実施します。

令和 8 (2026) 年 12 月 3 日(木) 、4 日(金) 2 日間 定員 60 名程度 オンライン (Zoom)
--

プログラム・申込方法など詳細については、以下、「令和 8 年度 社会福祉法人 藤沢育成会 強度行動障害支援者養成研修【実践研修】実施要領」をご覧ください。

.....

令和 8 (2026) 年度 社会福祉法人 藤沢育成会 強度行動障害支援者養成研修【実践研修】実施要領

1. 目的

行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところです。

一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られています。

このため、強度行動障害を有する者に対して、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を実施します。

2. 実施主体 社会福祉法人 藤沢育成会

3. 日程・実施形態・研修プログラム等

(1) 日程

① 令和 8 (2026) 年 12 月 3 日 (木)、4 日 (金) 2 日間

(2) 実施形態：オンライン (Zoom)

(3) 研修・プログラム

① 別紙「令和 8 (2026) 年度 社会福祉法人 藤沢育成会 強度行動障害支援者養成研修【実践研修】プログラム」参照

4. 定員

(1) 60 名程度

5. 受講対象者

(1) 次の①から④の要件を全て満たす者

- ① 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、又は重度訪問介護従業者養成研修（行動援護支援課程）を修了した者（※）
- ② 県内の指定障害福祉サービス事業所等で業務に従事している者（予定のある者も含む。）で、特に「知的障害」もしくは「精神障害」のある方への支援を行っている者、もしくは特別支援学校等の教師等
- ③ 本研修 2 日間すべての日程を受講できる者
- ④ 所属している法人の推薦を受けた者

※本研修までに行われる令和 8 年度強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講決定を受けた方も申込みができます。その場合、基礎研修修了後、速やかに修了証書の写しを送付してください。受講までに基礎研修を受講できなかった場合には、本研修の受講はできません。

6. 受講者の推薦・申込み

(1) 推薦・申込について

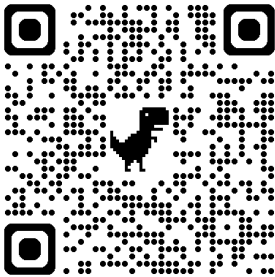
- ① インターネット（グーグルフォーム）でのお申し込みをお願いします。
- ② 毎回申込み多数のため、1 法人 1 名までの申込みとさせていただきます。
- ③ 記載漏れや不備があった場合は、受講を見送りとさせていただきますので、御注意ください。（1 法人あたり 2 名以上の申し込みがあった場合も同様）

7. 申込様式 別紙様式

(1) 申込方法

- ① インターネットにてお願いします。

※ファックス、電話による申込みは受付けません。

インターネット	https://forms.gle/14HwtKWU6kDbBeKX7
QR コード	

(2) 申込期限 令和 8 (2026) 年 10 月 9 日 (金) (当日必着)

8. 受講者の決定

- (1) 定員を上回った場合は、推薦された方の中から、申込内容を審査した上で決定します（※先着順ではありません。）。
- (2) 受講決定については、令和 8（2026）年 11 月上旬までに、各法人宛に通知（郵送）します。

9. 修了証書の交付

- (1) **本研修の全日程（2 日間）を修了した方に、修了証書を交付します。**

10. 受講料

- (1) 受講料：20,000 円 ※支払方法等詳細は、受講決定通知とともに案内します。
- (2) テキスト：『行動障害のある人の「暮らし」を支える 強度行動障害支援者養成研修[基礎研修・実践研修]テキスト』（中央法規出版）を別途ご用意ください。
- (3) 受講に係る交通費・通信費・印刷費、その他についても、受講者負担とします。
- (4) 受講料については、いかなる理由があっても返金いたしかねます。

11. その他

- (1) 遅刻及び早退は、欠席とみなします。修了証書を交付できませんので、ご注意ください。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持って移動ください。
- (2) 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意された方には修了証書を交付できません。
- (3) 受講に際して配慮する必要のある事項がある方は、受講申込書の所定欄に記載してください。
- (4) 休講等各種お知らせについては、研修担当者へメールでお知らせいたします。
- (5) 受講決定者の所属等の変更があった場合は、速やかに研修事務局へ御連絡いただきますようお願いいたします。
- (6) 受講決定後の受講者の変更はできません。

12. 研修に関する問合せ先

- (1) 本研修の申込手続等に関する問合せ先

社会福祉法人 藤沢育成会 湘南ゆうき村
〒252-0812
藤沢市西俣野 410
電話 0466-82-6400
Mail yuukimurajimu@f-ikusei.or.jp
研修事務局 妹尾・石田

- (2) 研修制度に関する問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課
〒231-8588
横浜市中区日本大通 1
電話 045-285-0738（直通）ファクシミリ 045-201-2051
福祉施設グループ 小林